

高島市障がい者活躍推進計画概要

第1章 総則

計画策定の趣旨 (P1)

- ・ 障害者雇用促進法の改正により障害者活躍推進計画の作成が義務付けられ、障がいのある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりに向けて取り組んでいくことを目的とする。

計画策定の範囲 (P2)

- ・ 病院を除く市全体（障害者任免状況通報の報告単位）

計画期間 (P2)

- ・ 令和2年度から令和4年度までの3年間

第2章 目標

障がい者任免状況 (P3)

- ・ 実雇用率 2.14% (R1.6.1 現在)

障がい者雇用の目標 (P4)

- ・ 実雇用率 2.6%

定着に関する目標 (P4)

- ・ 前年度採用者の定着状況を把握・管理し、職場の定着を図る。

ワーク・エンゲージメントに関する目標 (P4)

- アンケート調査等を実施し、職場環境の改善に努める。

キャリア形成に関する目標 (P4)

- 業務との適正なマッチングにより、職務の拡大を目指す。

第3章 取組内容

障がい者の活躍を推進する体制整備 (P5)

- 障害者雇用推進者の選任。(総務部長)
- 障がい者生活相談員の選任。(人事課員)
- 周りの職員または必要に応じて外部の関係機関の協力を得て、サポートを実施。
- 障害者職業生活指導員資格認定講習や関連の研修、講座の受講に努める。

障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出 (P6)

- 職務整理やアンケート等を活用した職務の選定および創出について検討を実施。

障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理 (P7)

- 職場実習(トライワーク)を実施し、採用に当り業務のマッチングを図る。
- 柔軟な時間管理対応を検討。
- キャリア形成に係る職務選定の実施。
- 面談を通じて、状況把握・体調配慮に努める。

その他 (P9)

- 障害者就労施設等への物資調達の奨励。
- 障害者就労施設等への販売の場の提供や交流等を実施。